

## 札幌法務局日高支局において供託手続を 予定されているお客様へ

当局日高支局の供託金は、平成29年11月1日（水）から、日本銀行浦河代理店で取り扱っております。

※日本銀行静内代理店での供託金の受け入れは、10月31日をもって終了しています。

これに伴い、同支局における供託金の納付又は払渡しに関しましては、以下のとおりとなりますので、御留意願います。

### 【供託金の納付方法について】

#### ★ 平成29年11月1日（水）以降における供託金の納付方法の選択

日高支局における供託金の納付方法は、次に記載する方法を選択することができます。

- ①日本銀行浦河代理店に赴き現金で納付する方法
- ②供託官が指定する当座預金口座に振込を行う方法
- ③電子納付により納付する方法

#### ①の納付方法について

日高支局から日本銀行浦河代理店までは、車を用いた場合であっても約1時間の移動時間を要することから、日高支局における供託申請後、当日中に供託金の納付を予定されているお客様にあっては、供託受理手続に要する時間（10分～30分程度）、浦河町へ移動する時間（車で約1時間）及び日本銀行浦河代理店の営業時間（午後3時まで）等を考慮された上、日高支局にお越しくださいますようお願いいたします。

なお、日高支局における供託の受理手続に要する時間は、おおよその目安であり、新規の供託において相談等を含めた場合は、1時間以上必要な場合がありますので、御留意の上、できるだけ事前に電話相談いただきますよう、併せてお願いいたします。

#### ②の納付方法について

平成29年11月1日以降に受理した供託事件につきましては、北洋銀行浦河支店に設けた当座預金口座への振込となります。

#### ③の納付方法について

電子納付による供託金の納付は、従前からの取扱いと変更はありません。インターネットバンキングやゆうちょ銀行のＡＴＭを利用される場合は、御利用限度額に御留意願います。

御利用限度額は、インターネットバンキングにつきましてはお客様が締結している契約内容によって相違しており、ゆうちょ銀行のＡＴＭにつきましては、現金による場合は１００万円まで、通帳から直接納付される場合は５０万円までとなっております。

### 【供託金の小切手による払渡しについて】

#### ★ 平成２９年１１月１日（水）以降に日高支局で振り出した小切手の現金化

平成２９年１１月１日（水）以降に当局日高支局で交付する小切手は、日本銀行浦河代理店扱いの小切手となります。このため、当該小切手を当日中に現金化する場合は、浦河代理店の営業時間内である午後３時までに当該小切手を持ち込む必要があります。

当日中の現金受領を必要とされないお客様につきましては、日本銀行と取引のあるお客様名義の指定の口座への振込が便利であると思われまので、御検討くださいますようお願いいたします。

《手続に関するお問合せ先》

札幌法務局日高支局総務係      ０１４６－４２－０４１５

又は

札幌法務局民事行政部供託課      ０１１－７０９－２３１１

(内線２１７３)